

新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金

新温泉町では、事業者の経営の効率化と消費者の利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済端末等を導入する事業者を支援します。この機会にキャッシュレス決済環境を整備してみませんか。

- ★補助金額 1事業所（店舗）につき、**10万円（上限）** ※1事業所（店舗）につき1回限り
★補助率 補助対象経費（税抜き）の**2／3以内**（1,000円未満切り捨て）

【補助対象者】 ※次のいずれにも該当する方

1. 申請時において、町内に事業所を有する法人又は個人事業主で、消費者と対面で金銭の授受を行っている事業者
2. 今後1年以上継続して事業を営む予定である方
3. 町内の事業所でキャッシュレス決済端末等を新たに導入し、又は継続して利用している方
4. キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、キャッシュレス決済を導入する方で、当該契約を1年以上継続するもの
5. 町税の滞納がない方
6. その他
・政治団体並びに宗教上の組織及び団体でない方
・暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でない方
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者でない方



【補助対象経費】 ※消費税等は除きます。

1. キャッシュレス決済端末等の購入に要する経費
2. レジスター本体及びその附属品の購入に要する経費
3. 1、2を稼働させるにあたり必要なシステムの構築費
4. キャッシュレス決済端末等の設置と併せて行うインターネット回線の開設に要する経費
5. その他町長が必要と認めた経費

補助対象（例）	補助対象外（例）
・キャッシュレス決済端末本体機器 附属機器 ①汎用端末 （例：タブレット、パソコン、スマートフォン等） ②決済端末に関連する機器 （例：暗証番号入力用キーパッド、バーコードリーダー、非接触リーダライタ、レシートプリンタ等） ③ネットワーク接続機器（例：Wi-Fiルータ等） ④必要なソフトウェアの購入・設定経費 ・レジスター本体（決済端末と接続して使用するもの） 附属品（キャッシュドロー等）	・手数料、使用料 ・送料 ・配線工事費 ・通信費 ・保守費 ・リース料及びレンタル料 ・割賦支払に係る経費 ・国・県その他自治体、民間助成団体から補助を受けたもの ・消耗品 ・購入サイトのポイント等での支払いによるもの

※機器等は新品に限ります。

※附属機器等については、キャッシュレス決済端末本体機器設置に必須となる機器等に限ります。

※令和6年1月29日までに支払いを終えている必要があります。（カード払いの場合、口座引き落とし日が基準となります。）

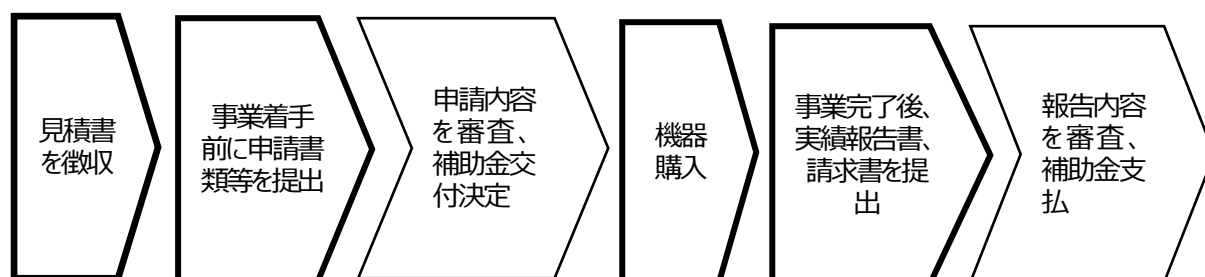
【申請方法】

必ず事業着手前に、次の書類を提出してください。

1. 新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
2. 事業計画書（様式第2号）
3. 誓約書（様式第3号）
4. 申請する事業所の所在地及び事業内容を確認できる書類の写し（登記事項証明書、法人事業概況説明書、確定申告書の写し等）
5. 町税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書）
6. 補助対象経費の内容及び予定額が分かる書類の写し（見積書の写し、カタログ等）
7. その他町長が必要と認める書類



～手続きの流れ～



※交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、変更申請書（様式第5号）等を提出してください。

【申請期間】

令和5年6月1日（木）～令和5年12月28日（木）まで

（郵送の場合、当日消印有効）

※予算に達した場合は申請期限前に受付を終了します。

【実績報告書の提出について】

事業が完了した日から **30日以内** に次の書類を提出してください。（最終提出日は令和6年2月29日（木））

1. 新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金実績報告書（様式第7号）
2. 事業実績書（様式第8号）
3. 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し（請求書、領収書等）
4. 補助対象事業の成果を確認することができる書類（決済端末・附属機器の品番・型番が分かる写真、設置後の状況が分かる写真等）
5. キャッシュレス決済に係る契約内容の分かる書類の写し（契約書の写し、加盟店の審査完了書類・メールの写し等）
6. 新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金請求書（様式第9号）
7. その他町長が必要と認める書類

**【提出先・お問い合わせ先】 新温泉町 商工観光課 商工振興係 TEL：0796-82-5625
FAX：0796-82-3054**